

令和5年度補正予算  
2023.11.10

## 閣議決定しました

制度の詳細は本日時点では公表されていません。

## ● 報道発表

(国交省HP) [https://www.mlit.go.jp/report/press/house04\\_hh\\_001202.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_001202.html)(経産省HP) <https://www.meti.go.jp/press/2023/11/20231110004/20231110004.html>(環境省HP) [https://www.env.go.jp/press/press\\_02387.html](https://www.env.go.jp/press/press_02387.html)

住宅の省エネ化の支援強化に関する予算案を閣議決定 ～環境省・経済産業省・国土交通省が連携して取り組みます～

## 【11/10公表内容のポイント】

- 国土交通省、経済産業省及び環境省の3省連携によるワンストップで利用可能な支援制度が継続。
- 先進的窓リノベ事業： 予算規模が拡大 住宅省エネ2023CP(1,000億円)→ 補正予算(1,350億円)
- こどもエコすまい後継事業： 予算規模拡大 住宅省エネ2023CP(1,709億円)→ 補正予算(2,100億円)
- 補正予算の対象 ※既に事業者登録をされている場合

## 【先進的窓リノベ/給湯省エネ/賃貸集住省エネ】

①閣議決定日以降(11/10以降)に「契約」、②各事業の事務局開設日以降(12月中旬予定)に「着工」した物件

## 【国交省支援事業】

・令和5年11月2日以降に対象工事(新築:基礎工事より後の工程の工事、リフォーム:リフォーム工事)に着手した物件

## 住宅の省エネリフォームへの支援の強化

令和5年度補正予算	金額
・断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業(環境省)	1350億円
・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金支援事業(経済産業省)	580億円
・既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業(経済産業省)	165億円
・質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援(仮称)(国土交通省)	2100億円(新築・リフォームの合計)

## 目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上に資する改修や高効率給湯器の導入などの住宅省エネ化への支援を強化する必要。

国土交通省、経済産業省及び環境省は、住宅の省エネリフォームを支援する補助制度について、3省の連携により、各事業をワンストップで利用可能(併用可)とする。

## 対象

	工事内容	補助対象	補助額
①省エネ改修	1) 高断熱窓の設置※1,3 先進的窓リノベ事業	高性能の断熱窓 (熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの)	リフォーム工事内容に応じて定める額(補助率1/2相当等) 上限200万円/戸
	2) 給湯器※2,3 高効率給湯器の設置 給湯省エネ事業	高効率給湯器 (a)ヒートポンプ給湯機、(b)ハイブリッド給湯機、(c)家庭用燃料電池)	定額(下記は主な補助額) (a)10万円、(b)13万、(c)20万円
	既存賃貸集合住宅におけるエコジョーズ等取替 賃貸集合給湯省エネ事業	エコジョーズ/エコフィール* *従来型給湯器からの取替に限る *補助対象は賃貸集合住宅に設置する場合に限る	追焚機能無し:5万円 追焚機能有り:7万円
②その他のリフォーム工事※4 (①①)～③)のいずれかの工事を行った場合に限る)	3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事※4 国土交通省支援事業	開口部・躯体等の一定の断熱改修、エコ住宅設備(節湯水栓、高断熱浴槽等)の設置	リフォーム工事内容に応じて定める額 ・子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限30万円/戸 ・その他の世帯: 上限20万円/戸  ※長期優良リフォームを行う場合は、 ・子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限45万円/戸 ・その他の世帯: 上限30万円/戸 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、上限60万円/戸

※1 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業(環境省)による支援(令和5年度補正予算)

※2 高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)及び既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業(経済産業省)による支援(令和5年度補正予算)

※3 補正予算案閣議決定日(令和5年11月10日)以降に契約を締結し、事業者登録後(①住宅省エネ2023キャンペーン先進的窓リノベ事業の登録事業者は※1事業の事務局開設日(令和5年12月中旬予定)(開設日以降に登録申請した場合は、その申請の日)以降)、②住宅省エネ2023キャンペーン給湯省エネ事業の登録事業者は※2事業の事務局開設日(令和5年12月中旬予定)(開設日以降に登録申請した場合は、その申請の日)以降)に着工したものに限る。

※4 「質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援(仮称)」(国土交通省)による支援。経済対策閣議決定日(令和5年11月2日)以降に、リフォーム工事に着手したものに限る(交付申請までに事業者登録が必要)。

## 緊急告知!!

## 次年度版“住宅省エネCP(先進的窓リノベ・国交省支援事業) 速報セミナー開催!

- ・日時: 2023年 11月 ～制度概要が公表され次第、開催します。
- ・開催方法: オンライン形式 ～URL、定員などは開催日決定と合わせてご連絡いたします。
- ・内容: 次年度版補助事業の概要と変更点 / 対象予定製品の先行情報 及び 新商品情報  
エンドユーザーアンケートから見る、補助金活用の傾向と対策 …等(変更になる可能性もあります)



## 環境省公表資料

### 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO<sub>2</sub>加速化支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和5年度補正予算(案) 135,000百万円】

くらし関連分野のGXを加速させるため、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

#### 1. 事業目的

- ・既存住宅の早期の省エネ化により、エネルギー費用負担の軽減、健康で快適なくらしの実現、2030年度の家部門からのCO<sub>2</sub>排出量約7割削減(2013年度比)に貢献し、くらし関連分野のGXを加速させる。
- ・先進的な断熱窓の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現。
- ・2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保に貢献。

#### 2. 事業内容

① 既存住宅における断熱窓への改修を促進し、くらし関連分野のGXを加速させるため、以下の補助を行う。

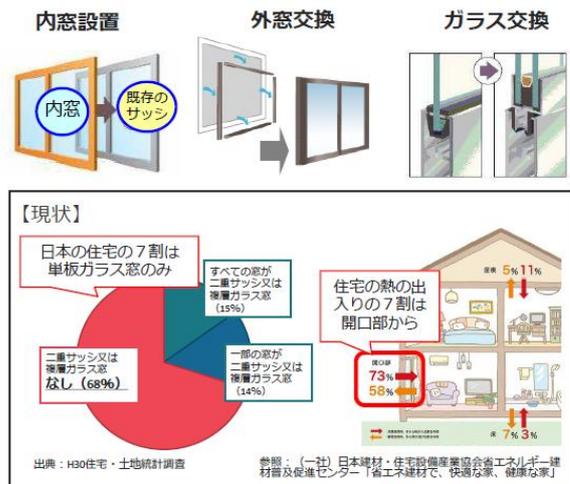
既存住宅における断熱窓への改修  
補助額：工事内容に応じて定額(補助率1/2相当等)  
対象：窓(ガラス・サッシ)の断熱改修工事  
(熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの)

② 本補助事業の運営に必要な、データ管理・分析等の支援を行う。

#### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ① 間接補助事業 ② 委託事業
- 補助対象・委託先 ① 住宅の所有者等 ② 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度

#### 4. 補助事業対象の例



お問合せ先：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

## 国交省公表資料

### 質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援(仮称)の概要

令和5年度補正予算案：2100億円

#### 1 制度の目的

エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯<sup>※</sup>による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

#### 2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※経済対策閣議決定日(令和5年11月2日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。

##### 子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

対象住宅	補助額
①長期優良住宅 ②ZEH住宅 (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの) ※対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上240㎡以下とする。 ※土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る)に立地している住宅は原則除外とする。 ※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅は原則除外とする。	①100万円/戸 ②80万円/戸 ただし、以下の①かつ②に該当する区域に立地している住宅は原則半額 ① 市街化調整区域 ② 土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域)における浸水想定高さ3m以上の区域に限る)

##### 住宅のリフォーム<sup>\*1</sup>

対象工事	補助額
① 住宅の省エネ改修	リフォーム工事内容に応じて定める額 <sup>※</sup> ・子育て世帯・若者夫婦世帯：上限30万円/戸 ・その他の世帯：上限20万円/戸 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、上限60万円/戸
② 住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等(①の工事を行った場合に限り。)*2	※長期優良リフォームを行う場合は、 ・子育て世帯・若者夫婦世帯：上限45万円/戸 ・その他の世帯：上限30万円/戸

#### 3 手続き



※1 新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手 ※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

\*1 「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO<sub>2</sub>加速化支援事業」(環境省)、「高効率給湯器の導入を促進する家部門の省エネルギー推進事業費補助金」(経済産業省)及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」(経済産業省)(\*2において「3省連携事業」という。)とのワンストップ対応を実施

\*2 3省連携事業により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象とする